

**令和5年度省エネ機器転換支援事業
に係るQ & A (ver.5)**

令和5年8月21日現在

京都府農林水産部

農産課

畜産課

1 総論

番号	Q	A
1	省エネ機器転換支援事業の趣旨や目的は何か。	本事業は、国際的な情勢不安や円安の進行などにより、電気や燃料等の価格が高騰し続けるなど、厳しい経営状況にある農家を対象として、低コスト化や効率化を進めるための省エネルギー型生産機器・機械の導入や集出荷施設等の省エネ化を図る取組を支援し、農業経営の継続・発展につなげるもの。
2	事業申請等のスケジュールは？ (市町村あて締切)	申請受付期間：令和5年8月1日（火）～8月31日（木） 変更・中止・廃止承認申請：随時 概算払請求：1回目 令和5年10月31日（火）まで 2回目 令和5年12月28日（木）まで 実績報告：最終、令和6年2月29日（木）必着
3	要望調査時に挙げていなかった事業も申請は可能か。	申請可能。 要望調査は予算規模に活用するものであり、申請いただいて問題ない。
4	採択件数は決まっているか。	予算の範囲内で、取組内容を審査して採択の可否を決めますので、採択件数は固定したものではありません。また、選定経過及び結果の内容等についての問い合わせには応じられません。
5	予算を要望が上回った場合、予算に合わせ、補助率を変えるなどの調整はあるか。	現段階においては、事業は採択または不採択のいずれかとし、補助率を下げる予定はありません。
6	申請書はどこで手に入れられるか。	ホームページに公開しますのでご確認ください。

2 対象等

(対象品目及び補助対象機械・機器)

7	本事業の対象は何か。	補助対象事業者、対象機器は別途定めたとおり。
8	対象となる省エネ機器とは、対象機器は決まったもののみか。	そのとおり。 省エネ機器の定義では範囲が幅広いことから、府内の実態を踏まえ、品目、機器・機械、省エネ効果等、総合的に考えて限定したもの。
9	補助対象機器であればどんなものでも導入できるのか。性能に指定はあるか。	対象機器のうち、メーカーのカタログ等において、それまでの機器と比べて、10%以上の省エネである旨の明記があるもののみ対象。 ただし、カタログに省エネに係る数字の記載がない場合は、①見積書等書類において、メーカーからの10%以上の省エネ効果があることを認める文言の記載、②メーカーからの根拠となる資料を添付することで対象とする。
10	10%以上の省エネ効果の基準は何か。	次のいずれかにて、電気又は燃油の使用量が10%以上削減する省エネ効果を証明してください。 ・同メーカーの旧型機の比較 ・他メーカー同スペック期との比較
11	既存機器の更新は補助対象となるか。	補助対象とする。 既存機器から新品機器に一新することで、省エネ効果に資するとともに機能強化として判断するもの。
12	新規機器の導入も対象となるのか。 その場合、機器導入が省エネにつながらないように思うが。	補助対象とする。 厳しい情勢の中、農業経営の継続・発展を目的とした事業であり、新たな取り組みの実施、さらなる発展を目指す事業であり、それを支援する位置づけであるとの認識。 なお、10%減の省エネ計画については、当該機器だけでなく、経営全体として省エネ効果10%減になる計画を求めることから、確実に実施いただきたい。
13	照明器具の設置費用は対象となるか。	補助対象とする。器具と設置費用と合わせ、一式で25万円以上であれば対象となる。ただし、総額が50万円以上でない対象とはならない。
14	中古の機器導入は補助対象となるか？	補助対象としない。
15	省エネ機器の導入・設置に要する費用として、既存機器の撤去費用は補助対象となるか。	補助対象としない。

16	<p>導入に伴う基礎工事は、補助対象となるか。</p> <p>また、遠赤外線乾燥機の組立・設定費等は補助対象となるか。</p>	<p>機器設置できる環境整備は、本来備えておくべき条件であるため、機器設置のための基礎工事は、補助対象としない。</p> <p>遠赤外線乾燥機等の組立・設置費については、本機械の設置そのものに係るものであり、補助対象とします。</p>
17	<p>既存機器を更新する取組において、中古機械として販売する場合、事業費はどのように計算するのか。</p>	<p>中古機器として販売した際は、その売上額を事業費から控除して補助額を計算します。したがって、自己資金として充当することはできません。</p>
18	<p>機械購入先以外の者（近隣農家等）に既存機械を販売（譲渡）する場合、補助金額をどのように計算すればよいか。</p>	<p>機械購入先以外の者（近隣農家等）に既存機械を販売（譲渡）する場合については、交付申請書において、事業費から販売額を控除した金額を記載し、その金額に基づき、補助額を算出してください。</p>
19	<p>補助金で導入した既存機器を処分して、本事業で新型機器を導入する取組は、補助対象となるか。</p>	<p>既存機器を導入する際に活用した補助金で規定する、財産処分の制限を遵守してください。</p> <p>耐用年数期間や一定期間中の財産処分を禁じている補助金を活用した場合、その期間中は、既存機器の処分はできません。また財産処分届等の提出・承認が必要な補助金の場合は、必要な手続きを各自で行ってください。</p>
20	<p>交付決定日以降の取組ということであるが、交付決定前の導入した機械・機器は対象外か。</p> <p>また、事業対象期間内に導入できなかった場合は、どうなるか。</p>	<p>交付決定前に購入・設置した機械・機器は対象としない。また、事業対象期間内（令和6年2月末）に導入できなかった場合も補助対象とならない。</p> <p>なお、半導体や基盤等が入手しづらい状況は解消されつつあるとはいえ、事業申請にあたっては、農協・全農やメーカー等へ「令和6年2月末までに確実に導入が可能である」旨を十分に確認の上、申請を行ってください。</p>
21	<p>野菜・花き・果樹における育苗用機械とは具体的にどのようなものを指すのか。例えば、電熱温床器等は補助対象に含まれるのか。</p>	<p>「機械」として独立して稼働するものであり、例えば、葉菜類の養液栽培において育苗を行うためのLED照明機能を有した機械等を指します。ほ場に直接設置する「電熱温床器」等については、補助対象になりません。</p>
22	<p>事業対象となる機械を全く同じもの2台以上購入することは可能か。</p>	<p>可能であるが、過剰投資とならないよう留意いただきたい。</p>
23	<p>機械の導入が遅れたことが原因で、導入する機械・機器が今年度活用できなくても良いか。</p>	<p>本事業については、交付決定が9月下旬となる見込みであることから、導入する機械・機器を本年度活用することは要件としておらず、機械の導入が遅れたことで今年度活用できなくても良い。ただし、導入及び事業完了は令和6年2月29日までとする。</p>
24	<p>10%以上の省エネ効果の基準として、同メーカーの旧型機種もしくは他メーカー同スペック期と比較するとあるが、『同スペック』は何をもって同スペックと判断すればよいか基準はあるか。</p>	<p>同スペックは、処理量等、同一と考えられる仕様・性能を示す。</p>
25	<p>旧型機種は、一つ前のモデルに限定されるか。</p>	<p>旧型機種は、当該機種と比較し、省エネ性能において改良される前の直近機種とする。</p>
26	<p>機械の省エネ性能比較について、他メーカー機器との比較の場合、消費電力、処理量、容量等が何か1つでも同じ能力であれば、同スペックとみなすという理解で良いか。</p>	<p>処理量、容量が同水準のもの同士の比較を想定しています。消費電力は同じだが、処理量が大きく異なる場合、比較対象として不適切という認識です。</p>

(米・麦類・豆類・そば)

27	色彩選別機を導入する際、コンプレッサーは対象となるか。	色彩選別機の導入において、コンプレッサーは稼働に必須の機器であり、補助対象とする。その場合にあっては、コンプレッサー自体の省エネ効果の証明は必要ない。
28	色彩選別機を導入する際、昇降機及び粉じん機は対象となるか。ユニットタイプで一体化されている場合はどうか。	色彩選別機の導入において、昇降機及び粉じん機は補助対象外とする。そのため、ユニットタイプは補助対象外とする。
29	計量器において、省エネ化の証明はどうか。	計量器においては、省エネ化の比較を行うことが難しいこともあり、既存機種との経年劣化による比較、フレコン計量器を導入する場合にあっては、自動選別計量器との作業性の比較により、証明できるものとする。
30	ライスペール（貯蔵タンク）と一体となった計量器は対象となるか。	一体となっている場合は、対象とする。
31	選別計量機は、計量機として対象となるか。	選別計量機は、計量機として対象とする。
32	乾燥機に付けるホッパーやスロワー等の付属品は対象となるか。	本体に取り付ける付属品については対象外とする。
33	フレコン計量器に加え、30kg袋を計量するハイパースケールをオプションとして一緒に事業対象とすることは可能か。	フレコン計量器と通常の計量器を別々に購入するという認識で事業対象としてもらって構いません。省エネ証明の資料については、ハイパースケールについてもご用意ください。
34	燃油で動くタイプの乾燥機について、燃料タンクは補助対象か。	燃料タンクがないと動かないため事業対象とする。

(野菜・果樹・花き)

35	野菜ハウスの暖房効率を上げるための循環扇は対象か。	循環扇の対象は、集出荷・調製施設としているため、野菜ハウスへの設置は補助対象外。
36	ニンニクの乾燥機（ハウスに設置するタイプ）は対象か。黒ニンニクにするための温度調整器付乾燥機は対象か。	ニンニク類等、野菜における乾燥機は、対象としていない。
37	施設園芸において、加温機に追加設置するタイプのヒートポンプは対象となるか。	本事業におけるヒートポンプは、室外機とセットになった据置型を想定しているため、加温機追加設置型は補助対象外。
38	加温機能のある二酸化炭素発生装置は対象となるか。	加温機ではないと考えられるため、対象外とする。
39	加温機の燃料タンクについて、消防法で設置が義務付けされている「オイルタンク」や「防油堤」等の配管設備は補助対象に含まれるか。	補助対象とする。
40	園芸施設への加温機設置にあたり、ダクトは補助対象となるか。	ダクトがないと効率的な暖房ができないため、補助対象とする。
41	エアコン、LEDを個別で導入し、育苗用に活用する場合は育苗用機器一式としてみなすことが出来るか。	エアコン、LEDは調製施設での導入を想定しており、育苗・生産施設用では補助対象外。

42	加温機の煙突セットや煙室セットは事業対象になるか。	事業対象とする。
43	ヒートポンプ（冷暖房機能付き）は対象となっているが、チラー（冷却のみ）は事業対象か。	事業対象としない。

（集出荷・調製施設）

44	出荷施設のエアコンはスポットクーラーでも対象となるか	本事業におけるエアコンは、集出荷・調製施設を運営するため、室外機とセットになった据置型を想定しており、据え置き型のスポットクーラーであれば対象となる。可動式で汎用性の高いスポットクーラーは補助対象外。
45	大型据置式除湿乾燥機は、エアコンとして事業対象か。	エアコンの一つとして考えるため、補助対象とする。
46	クールミストや窓にフィルターを備え付け、冷水を通して冷風を送る機械は、エアコンとして対象か。	エアコンとして考えられないため、補助対象外とする。
47	ネギの集出荷施設で使う「水冷扇」は、室温低下にも効果があるが、「循環扇」に含まれるか。	据置型であれば補助対象とする。ただし、キャスター付きタイプ、可動式は補助対象外とする。
48	一般家庭用のエアコンの省エネの証明について、〇〇年省エネ基準値クリアなどの表記で証明となるか。	一般家庭用エアコンの場合、2022年10月より統一省エネラベルが変更されています。その新ラベルに基づき（目標年度2027年度）、★3.0以上（APF6.6以上）であれば、省エネ化が証明されていることとして取り扱い、業者等からの証明は不要とする。なお、目標年度2027年度の基準が設定されていない場合、目標年度（2020年度）の達成率が114%以上であれば、同様に証明は不要とする。ただし、業務用についてはメーカー等からの証明を必要とする。
49	パネル冷蔵庫について、室外機のみでの更新でも対象となるか。	パネル冷蔵庫については、もともと補助対象機器としてあげている「保冷库」に準ずるものとして、また、省エネ性能の発揮等の観点から、ひとつの機器として一体的に整備する場合に限り補助対象としているところであり、室外機のみの場合は、補助対象になりません。
50	出荷施設の照明機器を蛍光灯からLEDへ更新する場合、省エネ証明はLED同士の比較になるのか。	蛍光灯とLEDで、同じ明るさにおける消費電力を比較してください。（例：40Wの蛍光灯と40W相当のLED）

（補助事業対象者）

51	事業実施主体として、親子が別々に申請ができるのか？法人、個人の関係もどうか。	経営として別であることが確認できる場合は各々申請が可能。同一経営体の場合は1申請。同じく、個人と法人についても確定申告等、経営が別々である実態がある場合等は各々可能。
52	農業経営体と共同利用団体で、構成員が重なっていても問題ないか。	問題ない。
53	農業と畜産の複合経営を行っている者（農業・畜産でそれぞれ実施主体要件を満たしている場合）は、農業・畜産両方のメニューに申請できるか。	農業と畜産の複合経営を行っているものについては、会計が分かればそれぞれ申請を可とする。
54	認定農業者は、基盤法によるものだけでなく、いわゆる地域認定も含むのか。	含む。
55	法人の中でも農地所有適格法人でないものもあるが、それは対象とならないのか。	対象とならない。ただし、認定農業者として認定されている法人は対象となります。

56	3戸以上の機械等共同利用団体の構成員が構成員ごと機械を導入するのは可能か。	共同利用団体である趣旨に反するため、対象とならない。 なお、共同利用団体の構成員については、特段の要件はないが、3戸以上の販売農家（30a以上又は販売額50万円以上）が含まれていることが必要です。
57	認定農業者等の認定はいつ時点のものが有効か。	認定農業者及び認定新規就農者は、事業要領施行時（令和5年7月10日）に認定されている者のみ対象とする。 ただし、認定農業者の継続又は認定新規就農者から認定農業者への移行などの事務手続き中のものにあつては、例外的に対象とする。
58	茶（主）とコメ（従）の複合経営を行っている農業者が、本事業によりコメに係る機械購入を申請する場合、補助事業対象者となれるか。	補助対象となる。ただし、本事業の趣旨が農業経営の維持・発展につなげるものであることから、導入する機械・機器の対象品目について、栽培面積が30a以上又は販売金額が50万円以上である必要があります。 なお、補助対象事業者になれる場合であっても、予算を超える応募があった場合、選定基準として、経営規模等について考慮することとしています。
59	「加温機の導入」と「出荷調整室のエアコン導入」等、異なる用途のものを同一申請者が複数併せて申請することは可能か。	申請可能です。

(補助要件)

60	電気・燃料を低減する計画とは何か。	交付申請書に添付する別紙1事業計画書内の2(2)省エネ計画のこと。 ・電気・燃料コスト削減のために取組(2つ以上) ・事業年度の前年度(令和4年度)の電気・燃料費 ・事業年度の翌々年度(令和7年度)の電気・燃料費の目標 ・電気・燃料費の削減率 を記載してください。 ただし、施設園芸等燃料価格高騰対策事業にかかる支援対象者もしくは加入予定者はすでに同様の計画を作成しているため、これを省くことができる。 また、施設園芸等燃料価格高騰対策事業に加入している農業者であっても、本事業によりコメの機械購入を申請する場合等は、本事業における省エネ計画の記載が必要です。
61	省エネ計画(別紙1 2(2))について、具体的な数値の算出根拠を求められることはあるか。	具体的な算出根拠の提出を求めませんが、別途お伺いすることがありますので、その際にご説明ください。
62	施設園芸等燃料価格高騰対策、収入保険等の検討についてはどのように確認するのか。	既にいずれかの事業継続のための制度に加入いただいている場合は対応不要。 検討については、施設園芸等燃料価格高騰対策事業(施設園芸・茶)もしくは収入保険への加入を検討することとし、実績報告時に検討したことを証明する書類を添付することで確認する。 事業説明及び証明書発行機関は、以下のとおり。 ・施設園芸等燃料高騰対策(施設園芸)ー京都府農業再生協議会(事務局:府農産課) ・施設園芸等燃料高騰対策(茶)ー京都府茶生産協議会 ・収入保険ー京都府農業共済組合
63	収入保険等の検討について、検討した証拠となる書類はどのようなものか。また、説明方法についてはどのようなことが考えられるか。	収入保険の加入検討の証拠につきましては、実際に加入検討の際(京都府農業共済組合担当者から説明を受けた際)、京都府農業共済組合からその証明書を発行していただけます。また、交付申請の際、京都府農業共済組合への組合への個人情報提供について同意いただけますので、その情報に基づき、京都府農業共済組合より説明のご案内があります。
64	収入保険等の検討後、実際に加入しなかった場合どうなるのか。	後日、加入しなかった理由を求められる場合があります。ただし、安定した経営の継続という観点から、この機会を積極的にとらえ、前向きに取り組んでいただきたい。
65	農産物価格安定対策制度は、具体的にどの制度のことか。	以下のとおりとする。 ・(国)指定野菜価格安定対策事業 ・(国)特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 ・(府)野菜等経営安定対策事業 ・(府)豆類価格安定対策事業
66	収入保険については、3戸以上の販売農家で組織する団体組織の場合、構成員すべてが加入している・加入の検討をする必要があるのか。	収入保険の検討について、3戸以上の販売農家で組織する団体組織の場合は構成員すべてが加入の検討をする必要がある。 ただし、加入の検討については、団体組織を対象とした収入保険の説明会を開催することで、これに変えることができる。
67	事業継続に係る制度の加入予定時期はいつまでか。	令和7年3月末までとする。
68	他の事業との重複申請は不可とのことだがどう判断したらよいか。	同一機械に対し、市町村等の補助事業が重複して交付される場合を指します。不明な場合は、市町村農政担当窓口等で確認をお願いします。

69	3戸以上の販売農家で組織する団体、特に任意組合にあつては、農産物価格安定対策事業に取り組むことが要件となっているが、具体的にどのように考えるのか。	3戸以上の販売農家で組織する団体にあつては、農産物価格安定対策事業（（国）指定野菜価格安定対策事業、（国）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、（府）野菜等経営安定対策事業、（府）豆類価格安定対策事業）に加入していることが要件となる。 当該事業申請主体の構成員すべてが、上記農産物価格安定制度の申請主体に含まれない場合、事業申請者構成員全員を対象とした収入保険制度の説明会を開催し、収入保険の加入検討を行うことで、それに変えることができる。
70	見積もりは何者必要か。	2者以上での相見積もりとする。 申請前に2者以上の見積もり書を取り寄せていただき、申請書類に添付。交付決定後、2者以上の見積もりのうち、一番安価な業者で事業を実施することとする。

(補助率及び補助上限)

71	機械・機器にあつては購入費が25万円(税抜)未満は対象としないと言われているが、照明器具などは蛍光灯1本が25万円(税抜)以上でないと対象とならないのか。	照明器具の場合、蛍光灯1本が○円という考え方ではなく、照明機器一式が25万円(税抜)未満かどうかで判断します。
72	事業費の総額が50万円(税抜)を超える取組が対象となっている一方、機械・機器にあつては購入費が25万円(税抜)未満は対象としないと言われている。例えば25万円未満(税抜)の機械を複数台購入し、事業費総額が50万円(税抜)を超えた場合は対象となるか。	購入費が25万円(税抜)未満の機械・機器とは、機械・機器の仕様として小規模なものは対象としないという考え方です。 従って、事業費総額が50万円を超えても、そもそも25万円(税抜)未満の機械・機器は補助対象とはなりません。
73	25万円(税抜)を超える機械・機器と25万円(税抜)未満の機械・機器合わせて、50万円(税抜)を超える場合はどうか。	この場合であっても、25万円(税抜)の機械・機器は補助対象となりません。 それぞれの機械・機器が25万円(税抜)以上であり、かつ、事業費総額が50万円を超える必要があります。
74	購入費25万円以上の定義は？	運送費・設置費等も含んだ全体の経費(=購入費)が25万円(税抜き)以上のものについて、補助対象として差し支えありません。
75	消費税は、補助対象となるか。	消費税を含む租税公課は補助対象にならない。
76	補助金額は、どのように計算するか。	対象となる経費の合計(消費税抜)に、補助率を掛け、千円未満を切り捨てた金額となる。 ただし、1補助事業対象者あたり375万円を上限とする。
77	税抜事業費を算出する際の消費税の計算について 税込み金額を1.1で割り戻した額に、1.1を掛けたときに税込み価格以上になるように税抜き金額を計算すればよいか？	消費税額は、消費税抜価格に消費税率を乗じ計算する。
78	事業の下限面積はあるか。	ない。 ただし、予算が超える応募があった場合、選定基準として、経営規模等について考慮することとしています。

3 申請等

79	本事業のスキームは？	<p>京都府が直接補助事業対象者に補助金交付を行います。</p> <p>事業実施に係る申請等書類（申請書、変更交付申請書、概算払請求、実績報告書等）については、各市町村において取りまとめ、京都府の各広域振興局へ経由・進達いただくこととなります。</p> <p>従って、補助対象事業者からは、それぞれ別途に定める期日までに主たる事務所が所在する市町村へ書類を御提出願います。</p> <p>市町村の皆様には、本事業の周知に加え、提出書類のとりまとめ等について、御協力をいただきますようお願いいたします。</p>
80	補助事業対象者から市町村担当課あてに書類が届いた際、市町村が内容をチェックする必要があるか。	<p>補助事業対象者から交付申請書等書類が届いた際、市町村担当課においては、内容のチェック等を行っていただく必要はありませんが、必要な書類が整っているかどうか等、適宜、申請者に対し、指導・助言等いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、申請等書類については、一定の期間毎に、所管の広域振興局担当課（京都市・乙訓エリアは農産課）あて送付ください。</p>
81	要領に交付決定前着手の規定がないことから、交付決定前着手はできないという認識でよいか。	そのとおり。
82	機械代の支払いが令和6年度になってもいいか？	令和6年度になっても差し支えない。
83	実績報告時の支払ったことがわかる証拠書類は、口座引き落としがわかる通帳の該当部分の写しでも構わないか？	<p>実績報告時において、既に請求があり、代金の支払が行われている場合は、請求書、領収書を添付願いたい。JAから購入の場合、引落のあったことわかる書類（JAの場合翌月の請求書）、該当部分の通帳の写しで差し支えない。なお、実績報告時に「納品書」は必須書類として提出願いたい。</p>
84	申請者名義（認定農業者名）と支払い名義（領収書等の名前）が異なっても良いか？（申請者名義で購買の口座引き落としが設定されていない場合等）	<p>原則、申請者と機械購入者（支払者）は一致していることが必要です。ただし、やむを得ず、同一家族経営体（農家）内で親子等の支払名義になっている場合に限り、JA担当者等が領収書等に「〇〇氏（申請者）と△△氏（支払名義者）は同一家族経営体であり、〇〇氏が機械購入していることを確認済み」等の裏書き証明を記載してもらうことで、対応いただくことも可とします。</p>
85	機械・機器共同利用体での申請の場合、口座情報、見積、請求書などについては、その団体の代表者宛てのもので良いか？	<p>あくまで、団体が事業主体となるので、預金口座については、団体ものが必要。見積書、請求書等の宛先も団体であることが必要。なお、団体名については、原則、団体名、代表者役職、氏名を記載するようにしてください。（団体の預金口座名義が〇〇組合代表者〇〇ではなく、会計〇〇となっているような場合は、補助金の支払いに当たって、受領委任状を提出いただく必要があります。詳細は別途御相談ください）</p>
86	経営面積はどのように記載するのか。	<p>自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計を記入してください。</p> <p>この場合、耕作している面積は延べ面積ではなく実面積とします。</p>
87	機械・機器共同利用体での申請の場合、省エネ計画で記載する燃油・電気代については複数経営体すべての合算で記載するで良いか？	<p>他分野含め、構成員全ての経営全体の費用を合算することは困難とされますので、事業実施主体である共同利用団体として省エネに取り組むとの前提で、団体の収支における費用又は当該機械に係る経営の費用（燃油・電気代）を計上してください。</p>
88	作業受託を行っている面積はどのように記入するのか。	<p>経営面積には含めず、栽培品目欄に作業受託（〇〇ha）と記入してください。</p>
89	年間販売金額に作業受託の料金は含めてよいか。	<p>作業受託の料金も年間販売金額に含めてください。</p>
90	事業計画において、今年度新たに3戸以上の販売農家で組織する団体になった場合、昨年度の販売金額はどのように記載するのか。	<p>構成員それぞれの昨年度販売金額を積み上げた数字を記入してください。</p>
91	機械・機器共同利用体での申請の場合、省エネ計画で記載する燃油・電気代については複数経営体すべての合算で記載するで良いか？	<p>他分野含め、構成員全ての経営全体の費用を合算することは困難とされますので、事業実施主体である共同利用団体として省エネに取り組むとの前提で、団体の収支における費用又は当該機械に係る経営の費用（燃油・電気代）を計上してください。</p>

92	申請書への記入にあたり、経営している農場が複数存在する場合、機器を導入する農場だけではなく、全ての農場分の燃油電気代を記載する必要があるか。	経営している農場全ての農場分の燃油電気代を記載ください。
93	乾燥調製のみを受託している集落営農組織において、事業計画書の経営面積、栽培品目、年間販売金額の欄はどのように記載するか。	計画書の経営面積の欄は0a、栽培品目の欄は乾燥調製作業受託とし、面積換算もしくは量換算で記載、販売金額は作業受託の売り上げを記載してください。
94	R4年度途中、またはR5年度に新設された法人のため、R4年度の実績がない場合、第1号様式別紙1における年間販売金額や農業経営に係る電気・燃料代はどのように記載するか。	法人になる前の年間販売金額や農業経営に係る電気・燃料代の実績があればご記入ください。